

第108号

# 酪農とちぎ



8月9日宇都宮支所全体交流会より

1 ページ	表紙
2～5 ページ	軽減税率制度がいよいよスタートしました
6～7 ページ	東西南北（各支所）
8～9 ページ	部課だより（業務部）
10 ページ	部課だより（生乳受託課）
11 ページ	理事会だより、市場成績
12 ページ	【全国酪農協会】酪農がん共済制度のご案内
折込	国税庁ホームページより 『令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度 が実施されます』

「キャラクター<sup>えみ</sup>笑味ちゃん」



みんなのよい食プロジェクト



# 軽減税率制度が

## いよいよスタートしました

### 消費税増税に伴う

#### 軽減税率制度について

令和元年10月1日から、社会保障と税の一体改革のために消費税率が8%から10%へ引上げられました。

これに伴い、所得の低い方々に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

この軽減税率制度は、飲食料品等を取扱いが無い事業者や免税事業者も対応が必要となりますので、組合員の皆様においても、これまで以上に時間やコストが生じることが考えられますので、軽減税率制度等の概要を説明します。

#### ●軽減税率の基本的考え

軽減税率の対象品目「酒類・外食を除く飲食料品」であり、人の食用又は飲用に供されるものをい

います。そして、軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者（売手）が取引を行う時点でを行います。

例えば、酪農家が「飲食料品」である生乳や自家製のチーズを外食レストラン（標準税率対象）に対して販売した場合、「売手」である酪農家の適用税率については「買手」である外食レストランがどのような用途に使用するかは関係なく、販売した時点で適用税率を判断することになり、この生乳やチーズの販売は軽減税率の適用対象となります。

#### ●軽減税率実施後は

##### 「総額処理」のみに！

軽減税率実施後は、酪農家に消費税額の計算における「課税売上高」の計算は「純額処理」（販売高から販売手数料を差し引いた額

を課税売上とする方法）をすることはできないこととなり、「総額処理」（販売高を課税売上とする方法）で行うことが強制されることとなります。

#### ●酪農家の売上げ、仕入れの

##### 適用税率・消費税の税額計算

酪農家の売上げの大部分は軽減税率（8%）が適用されますが、仕入れのほとんどは標準税率（10%）が適用されます。

#### ①売上げに関する適用税率

##### ◎生乳売上げ販売 8%適用

酪農家の売上げの中心となる生乳や生乳に係る奨励金等、食肉市場を通じて販売する枝肉（脱骨されていないものを含む）や内臓などは、その販売時点において「飲食料品」に該当し、軽減税率（8%）の適用対象となります。

##### ◎家畜市場を通じての子牛販売等 標準税率 10%適用

食肉市場を通じて販売する「廃棄される内臓等」や「原皮」、家畜市場を通じて販売

する子牛等の生体は、その販売時点では「飲食料品」には該当せず、標準税率（10%）の対象となります。

#### ②仕入れに関する適用税率

◎組合等への販売委託手数料や飼料、子牛、初妊牛等は標準税率10%適用

酪農家の仕入れのほとんどを占める飼料や飼料に係る奨励金等、組合へ支払う委託販売手数料、子牛や初妊牛等は「飲食料品」に該当せず標準税率（10%）の対象となります。

#### ③消費税の税額計算

◎税額計算と課税期間の特例  
消費税の税額計算では、売上税額から仕入れ税額を差し引いた結果がマイナスとなる場合もあります。この場合には「還付」を受けることとなります。

期中において、キャッシュ



フローの悪化が懸念されるような場合には、課税期間の特例を活用して申告機会を増やすこともひとつと考えられます。

### ●消費税の軽減税率制度に伴う

#### 経理と区分記載請求書等の保存

令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、今までの「請求書等保存方式」を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

軽減税率制度に実施に伴い、消費税等の税率は、8%と10%の複数税率となります。

事業者は、消費税等の申告・納税を行うために、取引を税率の異なるごとに区分して記録するなど、の経理（区分経理）を行う必要があります。

令和元年10月1日以降は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。

#### ・区分記載請求書等保存方式

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

#### 《請求書等》

・売手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額（税込）を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付可）。なお、現行通り売手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。

・買手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。前①及び②については、買手が事実に基づき追記できるものとする。

・偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

#### 《納付税額の計算方法》

・現行通り、適用税率ごとの

取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻計算」を維持する。

#### 《経過措置》

・売上税額の計算の特例（\*軽減税率制度の実施から4年間の特例）

売上を税率ごとに区分することが困難な中小企業者（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合（軽減税率売上げ割合）を軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。

・仕入税額の計算の特例（\*軽減税率制度の実施から1年間の特例）

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者が仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択を可能とする。

\*支払対価が3万円未満の場合

や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行通り、帳簿への記載により仕入税額控除が可能となる。

\*現行通り、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次ぎにより販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能となる。

### ●令和5年10月～酪農家の適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始

#### （度）開始

・基本的な考え方

適格請求書（インボイス）とは「売手」が「買手」に対して正確な税額を伝えるものであり、適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、仕入税額控除を受けるためにそのインボイスの保存を必



要とする制度です。

インボイスには、現行の「請求書等」に求められる記載事項に加え、「登録番号」「軽減税率対象である旨」「対価の額を適用税率ごとに区分して合計した金額」「適用税率」「消費税額」を記載する必要があり、「買手」（課税事業者）からの求めに応じ、「売手」はインボイスを交付することになります。

「登録番号」については、令和3年10月1日以降、税務署に対して申請し、取得するものであり、法人番号を有する法人の場合の「登録番号」は「T+法人番号」となり、一方、個人事業者の場合は「T+13桁数字」となります。従って、酪農家であっても、生乳等を販売する場合は、取引相手先（「買手」）からインボイスの交付を求められることとなります。

・「区分記載請求書等保存方式」から「適格請求書等保存方式」への移行

令和元年10月1日からの消費税率改正、軽減税率の導入に併せて

「区分記載請求書等保存方式」が適用された後、令和5年10月1日からは、「適格請求書等保存方式」へと移行します。

この期間的なずれは、酪農家等の事業者の準備等に配慮し、令和元年10月から4年間は簡素な方法（「区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例」を可能とされたことによるものです。

### ●インボイス制度における特例等

組合への生乳や食肉卸売市場への枝肉等の委託販売における現行実務を勘案すると、酪農家自ら買手を見つけ、インボイスを交付することが困難であるということが生じる恐れがあります。

今般、そのような課題を解決するため、インボイス制度において次の特例が設けられています。

・インボイスの交付義務免除の「農協特例」・「卸売市場特例」

#### ①農協特例

酪農家が、組合等を通じ、無条件委託・共同計算方式によつ

て生乳を委託販売する場合、「売手」（酪農家）のインボイスの交付義務を免除し、「買手」（乳業メーカー等）は組合等が発行する書類等の保存があれば仕入税額控除をできるようにする特例（「農協特例」）。

なお、「無条件委託」「共同計算方式」の考え方はそれぞれ次の通りです。

#### ▼無条件委託

生産者は出荷した農産物について、売価、出荷時期、販売等の条件を付さずに、その販売を農協等に委託すること

#### ▼共同計算方式

一定期間に農協等が販売した同種、同規格、同品質ごとに農産物の平均価格によって精算する方式です。（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う事）

#### ②卸売市場特例

酪農家が食肉卸売市場等を通じ、枝肉等を委託販売する場合には、「売手」（酪農家）のインボイス交付義務を免除し、「買手」（食肉仲卸等）は、食肉卸売市場等が発行する書類等があれば、仕入税額控除をできるようにする特例です。

例えば、酪農家が乳業メーカーと乳価などの条件を決定し、それに従って行われる生乳取引は、「農協特例」の対象とはならず、「売手」（酪農家）が「買手」（乳業メーカー等）にインボイスを交付することに留意する必要があります。

### ●「農協特例」における

#### 「乳代精算書」等の対応

軽減税率制度・適格請求書等保存方式の実施後において、基本的に酪農家では「乳代精算書」等の書類に記載された内容に基づき、区分経理等を行う必要が生じます。



このため、組合の発行する乳代精算書の様式もこれに対応できるように10月分より様式を一部変更いたします。

「乳代精算書」等における「売上」や「仕入」の考え方は、次の通りとなります。

### ① 酪農家の売上げ関係

組合等から酪農家に発行される「乳代精算書」や「肉用化牛販売精算書」等には、生乳や枝肉等の販売など酪農家の「売上」に該当する取引が記載されています。

これらの取引に係る「精算書」の記載事項については、法令上の定めは特になく、酪農家が適正に区分経理ができ、申告納税が可能な程度の記載がされていればよいこととなります。

従って、生乳や枝肉等の販売に係る「対価の額を適用税率ごとに区分して合計した金額」に基づき、区分経理を行う必要が生じます。

### ② 酪農家の仕入れ関係

現行の「乳代精算書」や「肉用化牛販売精算書」等では、「控除金額」として委託販売手数料や飼料代など酪農家の「仕入」に該当する取引も併せて記載されており、これらについてはインボイス対応を進めることとなります。

これらの記載は、「基本的に①組合等にとつての「売上」、②組合等にとつての「立替金等」の2類型がありますが、酪農家が仕入税額控除を行うためには、いずれの場合にもインボイスの保存が必要となります。

①については、組合等が交付する「精算書」等がインボイスとなるよう記載事項を改正し、②については、実務に配慮する観点から「支払先」から交付を受けたインボイスを組合等が保存することで、酪農家は組合等が発行する必要事項が記載された「精算書」等の保存で仕入税額控除を認めるという取り扱いになる見込みのようです。

### ● インボイス制度における「家畜販売書」等の対応

子牛を家畜市場で販売する場合、「農協特例」や「卸売市場特例」の適用ではないため、「売手」（酪農家）は「買手」からインボイスの交付を求められた時には「インボイス」を交付する必要があります。

交付方法としては、一定の要件のもと家畜市場を介して交付することも可能となります。

また、「家畜販売書」等の「控除金額」として販売手数料や入場手数料など酪農家の「仕入」に該当する取引が記載されていますが、これらについてもインボイス対応が必要となります。

この場合、組合等が交付する「販売書」等がインボイスとなるよう記載事項を改定することになり、このような場合において酪農家は仕入税額控除を行うためのこの「販売書」等を保存しておく必要が生じます。

例えば、組合等以外からの仕入れについて、酪農家が仕入税額控除を行うためには、原則通りその

仕入先が発行するインボイスの保存が必要となります。

以上、消費税軽減税率・区分記載請求書等保存方式について概略を記載させていただきましたが、詳細は、最寄りの税務署又は国税庁のホームページで確認ください。



# 東西南北

## 那須高原支所

毎年恒例！ 野外パーティー開催

8月6日、那須町共同利用模範牧場において、支所活動推進協議会主催の野外パーティーが開催されました。今年で17回目を迎えたこの行事ですが、厳しい暑さではあったものの、天候にも恵まれ、総勢350名余りが一堂に会し、大盛況のうちに幕を閉じることができました。

田代和一副会長より主催の挨拶、臼井勉組合長より来賓のご挨拶の後、佐々木昇副会長の牛乳による乾杯のご発声でパーティーが始まりました。毎年大人気の『か



大盛り上がりの地区対抗競技

き水コーナー』には今年も長い行列ができ、賑わいを見せていました。また、テントの中では、パーベキューを囲んで、おいしい食事と楽しい会話で日ごろの労をねぎらって頂きました。

また、今年もお子さん向けのじゃんけん大会や地区対抗競技、お楽しみ抽選会など多くのイベントが行われました。どれも大変盛り上がり、じゃんけんや競技で勝った時、豪華景品が当たった時には、大きな歓声が上がっていました。

関係各位のご協力により、今年も楽しい夏のひと時を、大勢の参加者と共に過ごすことが出来、誠にありがとうございました。来年もたくさんの方のご参加をお待ちしております。

### 今年も大盛況、青年部黒磯支部が牛乳PR活動実施!!

8月24日、那須ガーデンアウトレットにおいて、牛乳の消費拡大活動が実施されました。酪農とちぎ青年部黒磯支部（人見泰弘支部長）当日支部員20名出役で毎年実施しており、今年で11回目となります。観光シーズンであることから、地元消費者に加え、東北・関東からの来訪者約1000名ものお客様に牛乳を振る舞い味わって頂くことが出来、効果的なPRになりました。

牛乳の消費拡大が目的というところもあり、試飲の他にも楽しみイベントとして、模擬搾乳体験を行いました。今年はその関東生乳販売



青年部黒磯支部による牛乳PR活動

ら貸出頂いた等身大の乳牛模型を新たに設置し、子供たちはその迫力にとても驚いている様子でした。始めは怖くて近寄れないお子さんでしたが、支部員が優しくレクチャーし、上手く搾れた後は笑顔が見られました。

また、豪華賞品&参加賞付きの牛乳早飲み大会など、酪農・牛乳について親しんで貰えるよう工夫を凝らし大変盛り上がりを見せました。

さらに、那須塩原市のマスコットキャラクター『みるひいちゃん』が登場し張り切ってPRしてくれましたので子供も大人も笑顔を誘い喜ばれました。（着ぐるみの中の部員さん、猛暑のなか大変お疲れ様でした！）

今回は、宅配専用・明治特選那須牛乳と、グリコ那須高原特選牛乳の計120本を用意し全て消費され、支部の一大イベントが無事に終了しました。

今年もたくさんの方の来場者を楽しんで頂く事が出来、関係各位のご協力に心から感謝申し上げます。

## 宇都宮支所

暑い暑い一日でした

支所全体交流会

8月9日、支所活動推進協議会（松井実会長）主催の全体交流会が、支所前広場にて関係業者を含め約100名の参加のもと、盛大に開催されました。昨年は台風直撃との予報で中止となったこともあり、「ハラハラ」して朝を迎えました。結果、当日はこの夏の最高気温を記録した暑い日となり、夏休み期間中の子供たちも水遊びのコーナーで「びっしょり」になりながら楽しんでいたり、参加者全員、笑顔の絶えない楽しいひ



「水遊びコーナー」僕も入りたいよ！



とときを過ごされました。

バーベキュー日和というには暑すぎる陽気ではありませんでしたが、参加者の皆さまは大いに食べ、大いに笑い交流を深め合っておりました。

生ビールやかき氷、そしてメイソンの焼き肉に舌鼓を打ち、お代わりをする方も沢山おり、収穫時期に向け英気を養う姿があらこちらで見受けられました。

また、恒例の余興では抽選会や子供対象に、お宝（お菓子やおもちゃ）取り放題のお楽しみ会を行い、大いに盛り上がりました。

「食べて・飲んで・笑って」懇親を深めながら、一日を十分に満喫されたことと思います。



お宝はたくさん見つかったかな？

## 県南支所

### 県農大ドリーム牛舎を視察

8月2日、茂木町酪農組合（羽石智昭組合長）では、6名参加のもと栃木県農業大学の「ドリーム牛舎」を視察してきました。

栃木県農業大学校では、生産性の高い畜産経営を実践しうる次世代の担い手育成のため、ICT（情報通信技術）を活用した先端技術等が学べる牛舎を昨年整備し、実践教育の充実強化を図っています。学校でのICTを活用した飼養管理は、分娩感知（牛温恵）、発情感知（牛歩）及び、監視カメラ（養牛カメラ）を利用しており



ドリーム牛舎視察

ます。牛体の異常を感知した場合、スマホに連絡が入り、どこに居ても牛舎内の視察ができます。

当日は、35度を超える猛暑の中でしたが、参加者は経営の参考にするため、積極的に質問しながら見学をされていました。畜産経営の先端技術として、次世代の担い手教育研修施設を見学でき、大変有意義な研修になりました。

視察後は、宇都宮市内の鉄板焼「TSUKINOUSAGI」にて、楽しく歓談しながら会食し、親睦を深められました。

### 令和元年度青色申告学習会

本年度1回目の青色申告学習会が、8月28日に県南支所にて行われました。この学習会は、当支所管内の組合員を対象に毎年開催され、実際にパソコンを使用しながら、年度内に5回程度実施していきます。講師には、組合員の根本壽一氏（ソリマチ農業ソフト認定アドバイザー）と、大阿久善之氏（青色申告指導員）が記帳指導及び、青色申告決算書の作成を指導しています。

今回は8名が受講され、通常のデータ入力と併せて、10月1日から実施予定である消費税の軽減税率制度に備え、関係書類等の整理や対応も学習しました。



第1回青色申告学習会

現在、県南支所では常時10名前後の酪農家が受講されています。学習会の良さは、指導者及び受講者全員が「酪農」という同じ職業であることから、疑問点に対する解決策等も明瞭に分かることだと思います。更に、皆で歓談しながらの色々な情報交換も、経営向上のヒントに繋がると推察致します。

次回の学習会は、11月下旬に開催予定です。未受講の方も興味のある方は、ぜひ県南支所にご連絡下さい。



# 部課だより

## 業務部

### ● 乳牛飼養動態調査

7月1日現在での乳牛飼養動態調査の結果がまとまりましたので、ご報告します。

**1 出荷者戸数・飼養頭数について**  
 前年7月と比較すると酪農中止は16戸(団体公共を除く)となり、出荷者数は前年同月比3.9%減の396戸となりました。廃業の理由は、高齢や後継者がいない8戸、経営不振2戸、病気療養その他6戸でありました。なお、酪農中止者16名の廃業時の合計飼養頭数は249頭でした。

**2 飼養頭数について**  
 飼養頭数の内訳は、経産牛は前年7月比0.01%減少し2万5877頭、自家育成牛は前年比1.8%増加し7776頭、外部預託牛は前年比4.1%減の3507頭でした。また、1戸あたりの平均飼養頭数は3.6頭増加し、93.8頭で前年に引き続き増加しています。

なお、搾乳牛は前年より0.1%減少し2万2264頭、乾乳牛は0.6%増加し3613頭でした。育成牛(自家・外部預託含む)の保有率は、0.01%減少し30.36%で頭数は合計1万1283頭となりました。

**3 分娩頭数について**  
 令和2年1月までの分娩予定頭数は、前年同時期分娩実績に比べ1054頭増加し1万5154頭

となつています。全体的に前年の分娩実績以上に分娩する月が多く発生する予定となつています。(平均増加率7.5%、最大は9月、10月で12.8%)。昨年の夏に種付けが思うように出来なかった為授精が遅れ、今年の夏以降に分娩が集中しているものと推察され、令和元年度下期の乳量動向は、各月の分娩頭数が多いものの、経産牛頭数が思ったような増加を見せない事から、横ばいか微増で推移するものと思われ、8月以降昨年より多くの牛が分娩することが見えて取れ、ここで分娩事故による母牛・子牛の死産が発生し生産量が伸び悩むことがないよう、組合がフォローアップしていく必要があります。

**4 その他**  
 調査回別の種付け割合を最新の情報に更新しましたので、お示しします。

前回(平成31年1月調査)と比較し、ホルスタインが5.2%減少、F1は2.9%、和牛E.Tは2.3%上昇しています。肉用牛の相場が高値推移している事や、ホル育成牛が多く保有されている現状、種付けにお産が軽く、まとまった売り上げを期待できる和牛種・E.Tが選ばれた結果ではないかと推察されます。

北海道のホル初妊牛が4月以降価格下落し、昨年の今頃と比べると随分購入しやすくなったのを見えますが、引き続き自家産牛での後継牛確保は重要になります。

各種助成金などを活用しながら、性的な後継牛生産をうまく利用し、効率

## 乳牛飼養動態調査表

(令和元年7月1日現在)

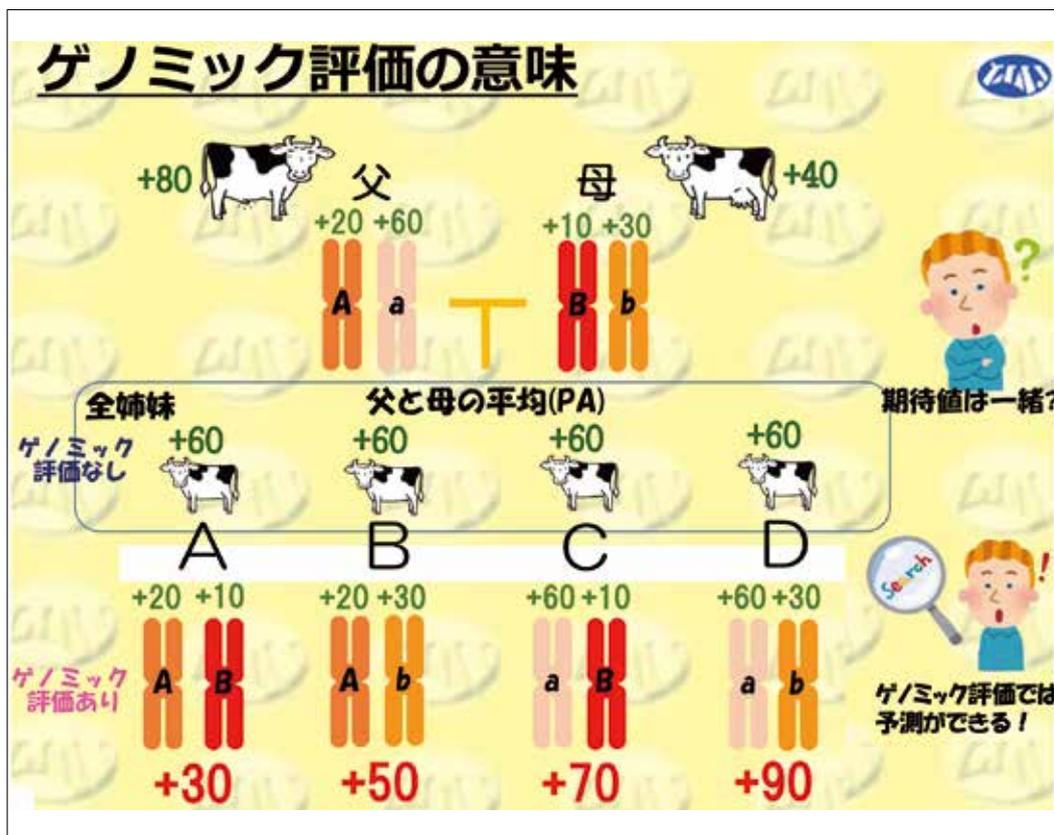
支所別	調査年月	出荷者数	飼養頭数										1戸平均飼養頭数	繁殖和牛経産牛数	月別分娩予定頭数 (カッコ内は内数で判別精液頭数、また下段は平成30年7月の実績頭数)							
			経産牛			自家育成牛		外部預託牛		合計	育成牛保有率(%)	7月			8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	
			搾乳	乾乳	小計	初妊	未種付牛	初妊牛	未種付牛													
那須高支所	R 1.7	247	14,451	2,242	16,693	1,661	3,424	833	1,643	24,254	31.17	98.2	808	1,276 (150)	1,423 (194)	1,417 (197)	1,331 (183)	1,335 (188)	1,358 (165)	1,431 (168)	9,571 (1245)	
	H30.7	257	14,446	2,141	16,587	1,719	3,186	750	1,861	24,103	31.18	93.8	749	1,280	1,339	1,282	1,197	1,231	1,291	1,338	8,958	
	増減	▲10	5	101	106	▲58	238	83	▲218	151	▲0.01	4.4	59	▲4	84	135	134	104	67	93	613	
宇都宮支所	R 1.7	70	2,782	497	3,279	452	914	125	417	5,187	36.78	74.1	82	290 (37)	283 (47)	288 (47)	294 (48)	286 (48)	287 (36)	277 (31)	2,005 (294)	
	H30.7	73	2,837	472	3,309	511	875	165	397	5,257	37.06	72.0	93	269	271	256	261	268	258	256	1,839	
	増減	▲3	▲55	25	▲30	▲59	39	▲40	20	▲70	▲0.27	2.1	▲11	21	12	32	33	18	29	21	166	
南支所	R 1.7	79	5,031	874	5,905	426	899	136	353	7,719	23.50	97.7	50	430 (24)	545 (30)	556 (45)	523 (50)	545 (43)	487 (28)	492 (28)	3,578 (248)	
	H30.7	82	5,013	979	5,992	413	932	141	344	7,822	23.40	95.4	37	527	451	466	446	433	468	512	3,303	
	増減	▲3	18	▲105	▲87	13	▲33	▲5	9	▲103	0.10	2.3	13	▲97	94	90	77	112	19	▲20	275	
合計	R 1.7	396	22,264	3,613	25,877	2,539	5,237	1,094	2,413	37,160	30.36	93.8	940	1,996 (211)	2,251 (271)	2,261 (289)	2,148 (281)	2,166 (279)	2,132 (229)	2,200 (227)	15,154 (1787)	
	H30.7	412	22,296	3,592	25,888	2,643	4,993	1,056	2,602	37,182	30.37	90.2	879	2,076	2,061	2,004	1,904	1,932	2,017	2,106	14,100	
	増減	▲16	▲32	21	▲11	▲104	244	38	▲189	▲22	▲0.01	3.6	61	▲80	190	257	244	234	115	94	1,054	

# 「ゲノミック検査・評価の活用について」の研修会開催



家畜改良事業団  
田中健一次長

最近、「ゲノミック検査」「ゲノミック評価」という言葉を目にする機会が増え、農家さんから「試しに検査受けてみたい」と言う声を頂いています。実際に受けてみると、「検査結果を見ても、自分の牛群の改良にどう役立っていいかわからない」という方も少なくないのです。そこで、8月に（一社）家畜改良事業団の田中健一次長を講師に招き、国内のゲノミック検査・評価の活用について職員の研修会を行いました。



SNP情報なしの未経産牛の遺伝的能力は、父牛と母牛の平均値(PA)とされています。娘牛A～Dの遺伝的能力はみんな+60となります。※今回は、簡単にSNP情報＝遺伝情報とします。SNP情報がある場合は、PAにSNP情報が加わり、娘牛Aの遺伝的能力は+30、娘牛Dの遺伝的能力は+90となります。

みなさんは、AとDどちらの牛を牛群に残したいですか？娘牛Dを残したいと答えると思います。でも実際は、娘牛Aも搾乳する為に大切に育てるのではないのでしょうか。それでは、SNP検査を受けた意味がないと思うかもしれませんが、娘牛A～Dが種付けする時期になったら、SNP検査の結果をもう一度見て下さい。

遺伝的能力の高い牛(娘牛D)には、優秀な後継牛を確保するため、精判別精液をご利用ください。遺伝的能力が低い牛(娘牛A)には、副産物による収入を確保する為、F1の種付けや和牛受精卵をご利用ください。これまでは、2産以上の雌牛でしか遺伝的能力による判断ができませんでしたが、より早期に使い分けが出来るようになります。

血統登録・牛群検定・ゲノミック検査の組み合わせにより、効率的な牛群改良、また改良の正確性が得られます。



# 生乳受託課

令和元年8月度の組合生乳生産量は、記録的猛暑の影響から昨年同月乳量と比較し95・8%（1万8257t）と大幅に前年を下回りました。各支所の受入乳量は、那須高原支所1万2080t（前年比96・9%）、宇都宮支所2235t（同91・5%）、県南支所3942t（同95・0%）となり、出荷者数は、前年同月より20戸減の392戸（内、学校は1校）となりました。

8月度の組合平均乳質は、脂肪率3・69%（前年差+0・02%）、無脂固形分率8・63%（同▲0・05%）、体細胞数22・67万（同▲0・2万）と無脂固形分率の落ち込みがありました。

関東生乳販連の8月総受託乳量は7万9733t（前年比93・3%）となり、26ヶ月連続し前年を下回る状況となりました。

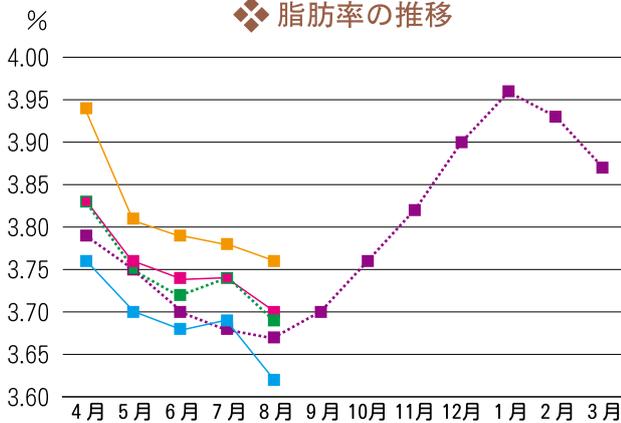
用途別の販売数量は、飲用・はっ酵乳向けともに96%台と生産量以上に推移したことから、脱粉・バター等向けが67・1%と大幅に減少しました。

令和元年度 関東生乳販連用途別販売数量（単位：kg・%）

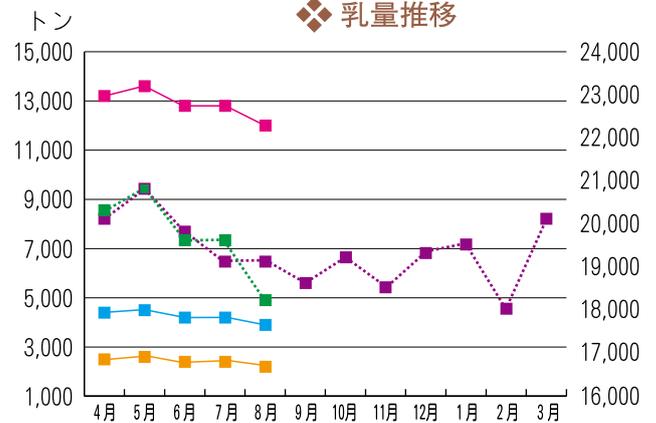
用途	8 月期実績	前年同期実績	前年比	8月末実績(累計)	前年同期実績	前年比
飲用牛乳向け	60,751,196	63,262,290	96.0	336,206,400	347,450,731	96.8
（うち学校向け）	652,504	642,954	101.5	41,515,662	43,436,459	95.6
はっ酵乳向け	12,634,582	13,088,773	96.5	64,457,304	63,946,116	100.8
脱粉・バター等向け	5,132,369	7,653,719	67.1	31,776,162	33,479,001	94.9
（うち委託加工向け）	0	0	-	0	0	-
生クリーム向け	1,141,067	1,391,619	82.0	6,228,264	7,219,641	86.3
チーズ向け	73,903	83,133	88.9	333,269	340,700	97.8
全乳哺育向け	0	0	-	0	0	-
総受託乳量	79,733,117	85,479,534	93.3	439,001,399	452,436,189	97.0
脱粉・バター等向け比率	6.44	8.95	-	7.24	7.40	-

8月の全国の生産量は、北海道が前年比100・1%と6ヶ月連続し前年を上回りましたが、都府県は94・6%と低迷し47ヶ月連続前年を下回り、全国の生産量も97・7%と前年を下回りました。尚、令和元年8月の生産量・乳質、関東生乳販連の用途別販売数量は別表のとおりです。

◆ 脂肪率の推移

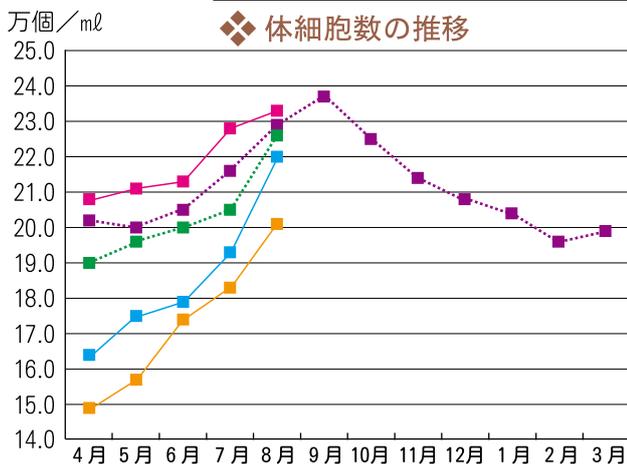


◆ 乳量推移

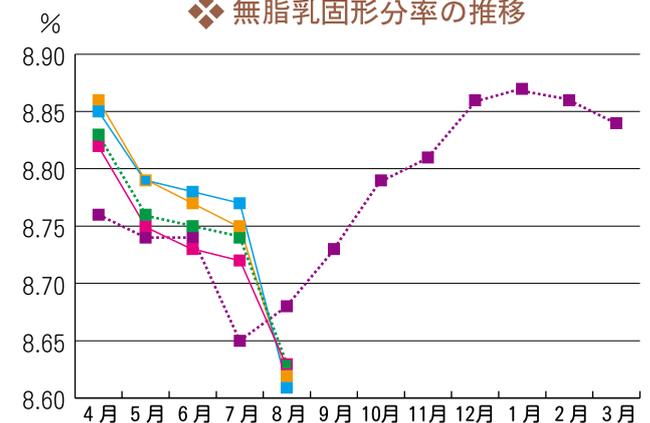


■ 那須高原 ■ 宇都宮 ■ 県南 ■ 令和元年度 ■ 平成30年度

◆ 体細胞数の推移



◆ 無脂乳固形分率の推移



# 理事会だより

## 7月度理事会（7月31日）

### 報告事項

- (一) 組合員の加入について
  - (二) 業務経過報告について
  - (三) 組合資金貸付について
  - (四) 賃上げ及び夏季手当の支給について
  - (五) 組合プール乳価について
  - (六) 特別管理未収金の報告について
  - (七) 乳牛飼養動態調査結果について
  - (八) 子会社の第1四半期事業実績について
  - (九) 関東生乳販連情報について
  - (十) 東京電力原発事故農畜産物損害賠償について
- 協議事項**
- (一) 6月度及び第1四半期事業実績について
  - (二) 役員定数及び地域配分の検討について
  - (三) 固定資産の取得について

- (四) 育成牛舎設計業者の選定について
- (五) 令和元年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業及び畜産・酪農生産力強化対策事業の対応について

## 8月度理事会（8月30日）

### 報告事項

- (一) 業務経過報告について
  - (二) 組合資金貸付について
  - (三) 組合プール乳価について
  - (四) 生乳生産管理チェックシート記帳・記録状況について
  - (五) 関東生乳販連情報について
- 協議事項**
- (一) 7月度事業実績について
  - (二) 栃木県畜産農業協同組合連合会の役員候補者の推薦について
  - (三) 役員定数等検討協議会の構成及び設置要領について
  - (四) 育成牛舎建設に係る建設業者の入札結果について



8月度 ホクレン初妊牛市場成績 [単位：千円（税込）]

市場名	開催日	出場頭数	成立頭数	取引率	平均価格	(そのうちET牛)		
						出場頭数	成立頭数	平均価格
豊富	8月9日	308	191	62.0%	689	6	1	667
根室	8月22日	477	398	83.4%	802	40	29	962
釧路	8月23日	255	195	76.5%	807	16	12	982
十勝	8月28日	812	571	70.3%	784	119	92	938
北見	8月29日	403	284	70.5%	742	12	7	755
合計		2,255	1,639	72.7%	765	193	141	861
前月		2,028	1,615	79.6%	767	212	168	904
前年同月		2,012	1,716	85.3%	925	166	143	1,100

初妊牛の今後の動向は12～1月分娩が中心となります。4月以降続いていた平均価格の下落は、6月の721千円を底として、若干の値上がり基調となりました。年末につれ毎年値上がりの基調となる事が多いですが、今年もメガ・ギガファームや都府県酪農家の導入意欲が回復し、やや強含みで推移するものと思われます。導入を希望される方は腹条件・分娩月によって手配に時間がかかることも予想されますので、十分余裕をもってのお申込みをよろしくお願い申し上げます。

8月度 県内家畜市場成績 [単位：円（税込）]

市場名	種別	成立頭数	平均体重	最高	最低	平均	前回比
那須(8/30)	ホルス雄	141	64	145,800	5,400	101,842	3,751
	F1雄	137	61	436,320	3,240	278,616	▲4,173
	F1雌	137	58	318,600	2,700	212,508	▲6,846
館林(8/27)	ホルス雄	0	0	0	0	0	▲165,240
	F1雄	12	97	466,560	271,080	353,160	▲77,297
	F1雌	4	87	394,200	248,400	306,720	▲88,380

今回の初生牛取引価格は前回から比較し、概ね弱含みで推移しています。6月において過去3年間での最高額を記録した那須市場のF1相場は、7月以降弱含みで推移し、8月の平均価格は概ね昨年と同様の価格水準まで落ち着くこととなりました。今後冬の初め頃まではやや弱含みで推移するものと思われます。館林市場では、概ね那須市場と似たような形で推移していくものと思われます。



# 【全国酪農協会】酪農がん共済制度のご案内

## 酪農がん共済制度の内容について

### がん診断 がん診断保険金



がんと診断確定<sup>\*1</sup>  
されたときに、

**100万円**

をお支払いします。

\*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、  
医師等によって診断されることを要します。

(50歳以上50万タイプ有り)

#### 1 初期のがんでも100%お支払いします!

「上皮内新生物」も補償対象になります。  
また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

#### 2 再発・転移しても何回でもお支払いします!

がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、  
継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の  
再発・転移や、新たながんが生じたときでも、  
それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

\*支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、  
がん診断保険金をお支払いできません。

#### 3 ご加入の際、医師の診査は不要です!

加入依頼書に健康状態を正しくご記入ください。

\*告知いただいた内容によってはご加入をお断りすることがあります。

#### がん補償の対象となる病気の例

- **がん**  
悪性新生物、癌、  
悪性しゅよう、肉腫、  
白血病、悪性リンパ腫、  
骨髄腫
- **上皮内がん**  
上皮内新生物、  
上皮内癌、CIS、CIN3、  
子宮頸部の高度異形成



## 保険金額・毎月の掛金について

◎毎年3月1日時点(保険期間の初日時点)の満年齢に応じた掛金に変わります。

【保険期間:平成31年3月1日午前0時~令和2年3月1日午後4時(1年間)】

型	本人型		型	本人型	
	加入タイプ (男女共通)	がん診断保険金額		加入タイプ (男女共通)	がん診断保険金額
掛金(月払)	15~19歳	500円	掛金(月払)	45~49歳	2,000円
	20~24歳	500円		50~54歳	2,600円
	25~29歳	500円		55~59歳	3,200円
	30~34歳	700円		60~64歳	4,000円
	35~39歳	1,000円		65~69歳	4,800円
	40~44歳	1,400円		70歳	5,600円

この広告は東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社とする団体総合生活保険(がん補償)の概要についてご紹介したものです。  
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、下記(お問い合わせ先)までお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 一般社団法人全国酪農協会 共済担当 東京都渋谷区代々木1-37-2 酪農会館5階 TEL 03-3370-5488

令和元年6月作成 19-TC01586

酪農とちぎお問い合わせ先 本 所 共済担当 TEL 028 - 660 - 2211  
那須高原支所 共済担当 TEL 0287 - 62 - 1540  
宇都宮支所 共済担当 TEL 028 - 676 - 1504  
県南支所 共済担当 TEL 0285 - 84 - 5369

